

## ○ 京都府議会に出席する参考人の旅費に関する条例

(平成 16 年 3 月 30 日京都府条例第 18 号)  
改正  $\left\{ \begin{array}{l} \text{平成 19 年 3 月 16 日条例第 25 号} \\ \text{平成 22 年 3 月 19 日条例第 2 号} \\ \text{平成 24 年 12 月 27 日条例第 69 号} \end{array} \right\}$

### (旅費の支給)

**第 1 条** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 5 項において準用する同法第 115 条の 2 第 2 項の規定により、京都府議会の求めにより出席した参考人に対しては、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。

### (旅費の額)

**第 2 条** 前条の規定により支給する旅費は、京都府旅費条例（昭和 25 年京都府条例第 43 号）中指定職の職務にある者相当の額とする。

### (旅費の支給方法)

**第 3 条** 旅費の支給方法は、京都府旅費条例の例による。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（以下省略）